

10. 被災者支援（4章）

■ 課題と経緯

- － 東日本大震災においては、インフラ等ハード面の復旧・復興に加え、避難生活の長期化に伴う健康面の課題や災害公営住宅での新たな生活の定着に向けた課題等ソフト面の課題への対応が必要となった。
- － 集中復興期間においては、住宅再建・復興まちづくりが進捗し、恒久住宅への移転が進む一方で、長期にわたる仮設住宅での生活など、これまでの災害では例を見ないような長期にわたる避難生活を余儀なくされる被災者もあり、復興のステージに応じて、被災者一人ひとりが直面する課題は、個人の置かれた環境等に応じて多様化するものであることが明らかになった。
- － 平成28年度より、被災者支援総合交付金を創設し、コミュニティ形成、生きがいつくり、高齢者の見守り・相談、県外避難者支援等の被災者支援を実施している。

■ 実績

- 被災者支援総合交付金にて、自治体等が実施する以下の取組を支援。
 - － 被災者の日常的な見守り・相談を行う生活支援相談員について、ピーク時（平成29年3月）で790人配置。
 - － 人とのつながりや被災者の生きがいつくりを支援する「心の復興」事業として「被災者が地域住民とともに農作業」や「専門家によるアートワークショップ」などを実施支援。
 - － 被災者の心のケア支援事業として、被災3県に「心のケアセンター」を設置し、被災者からの相談支援を実施。
 - － 仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス等を包括的に提供する「サポート拠点」を設置・運営。
 - － 県外避難者からの相談に対応するため、全国26か所に「生活再建支援拠点」を設置し支援を実施。
- 教育関係では、教員の加配措置や学用品等の物的支援を実施。

■ 効果

- － 見守り等支援の対象になった約60,000世帯について、相談員等の見守り等により具体的な支援が必要なくなった世帯数が令和元年度で28,000世帯を超えて、平成26年度に掲げた数値目標を達成。
- － 仮設住宅から災害公営住宅等への移転後の、円滑なコミュニティ形成を支援したことにより、災害公営住宅等で設立された自治会数は令和3年度で572団体となった。



■ 主な評価・教訓

- － 人のつながりまで施策対象としたことは画期的。以後の災害にもつながっている。
- － 「生活の復興度合い」を客観的に計測する指標を設けるべきとの指摘がある。
- － 被災者支援は超長期的なもので、被災した人のつながりが維持されているかといった状態目標を設けるべきとの指摘がある。
- － 心や生活のケアについて、現場の対応やそれを支える国の仕組みがどうあるべきかが引き続き課題との指摘がある。
- － 生活再建のために被災者が選択肢を求めたタイミングと行政が施策を提供できたタイミングにギャップがあったとの指摘がある。